

報告書目次

はじめに

1. 環境報告の普及の意義
 2. 我が国における環境報告書の現状
 3. 環境報告の促進に係る取組の状況
 4. 環境報告の促進に関連する地方公共団体の取組の状況
 5. 環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況
 6. 環境報告書の第三者レビューの状況
 7. 今後の環境報告の普及に向けての方策
- 終わりに～今後に向けて

1. 環境報告の普及の意義

環境報告の意義を事業者の視点、社会的な視点から再検討した。

事業者の環境コミュニケーションツールとしての意義

環境報告書を通して、外部の利害関係者は、事業者の環境保全への取組を知ることができ、事業者は、外部の利害関係者の要望を知ることができる。

社会的説明責任の観点からの意義

事業者が、環境保全への取組を公表・説明する手段として環境報告は、非常に重要である。

事業者自身の環境保全活動推進のツールとしての意義

環境報告書を作成することは、事業者自身の環境保全に関する方針、目標、行動計画等の策定の見直しの契機となり、また経営者や従業員への意識付けも期待できる。

環境保全型社会構築のための重要なツールとしての意義

環境報告書は、環境保全の目標や取組を事業者が公表、誓約し、それに対して社会的な監視機能が作用するので、事業者の取組が一層進展する効果、同時に社会全体の環境意識の向上が期待される。

2. 我が国の環境報告の現状

環境にやさしい企業行動調査（環境省）より、普及状況や活用方法を分析した。

環境報告書を作成する事業者数は次第に増加しているものの、いまだ調査に回答した企業の20%（579社）にすぎない。

環境報告書を作成しない理由は、「必要性を感じない」32%、「費用・人員の不足」24%、「掲載すべき情報がわからない」21%などとなっている。

環境情報の公開目的は、「社会的な説明責任」71%、「取組のPR」68%、「利害関係者とのコミュニケーション」62%、「従業員への環境教育」44%などとなっている。

3 . 環境報告の促進に係る取組の状況

環境報告の普及促進を促すための施策展開を整理した。

環境報告書ガイドライン等の策定

環境報告書ガイドライン、環境パフォーマンス指標、環境会計ガイドライン等を策定。

環境報告書シンポジウム・環境報告書の表彰制度

環境報告書シンポジウムの実施、環境レポート大賞の実施。

環境報告書ネットワーク

ネットワーク組織が設立され、環境報告の普及のための調査研究や情報提供などを実施。

環境活動評価プログラム

中小企業等を対象とした環境活動評価プログラムを策定、セミナーによる普及活動を実施。

4 . 環境報告の促進に関連する地方公共団体の取組の状況

地方公共団体において実施されている環境報告の促進関連施策について調査を行った。

環境報告書の作成支援

環境報告書を作成している地方公共団体の割合は低く、事業者の環境報告書作成に関する支援もほとんど行われていない。

環境マネジメントシステムの構築支援

地方公共団体においても ISO14001 認証取得への取組が普及しつつあり、同時に事業者の環境マネジメントシステム構築に関連した支援策が多くの団体で実施されている。

事業者の環境関連計画の策定

38%の地方公共団体が、何らかの制度を有しており、環境関連の計画等の策定を義務づけや、環境関連の計画を自主的に策定するような支援制度を創設、これらについて、計画の公表を促す制度を設けている例がある。

5 . 環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況

諸外国において実施されている環境報告の促進施策について調査を行った。

諸外国における環境報告の促進施策

イギリス、オーストラリアでは環境省等によりガイドラインが策定されており、オランダ、スウェーデン及びEU等では優良な環境報告書の表彰制度が実施されている。この他、イギリス及びドイツでは年金法を改正し、年金基金の運用者に対して「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての情報開示を義務付けており、オーストラリアでは環境省ホームページにおける情報提供や質問窓口の設置などが実施されている。

欧州連合における環境管理監査スキームの概要

EUの環境管理監査スキーム(EMAS)は、1993年制定のEU規則に基づき、1995年からEU領域内の工場等を対象に実施されている制度。環境声明書を、公認の環境検証人による検証を経て公表することが特徴である。(2002年1月末現在参加:3,982事業所)

6 . 環境報告書の第三者レビューの状況

環境報告書の第三者レビューの現状について、受審者と実施者の両面から調査した。

環境報告書の第三者レビューの概況

種類：記載情報の正確性を保証するものと、記載項目の網羅性や環境への取組の適切性を評価するものに大別される。

対象：定量的情報の集計プロセスや整合性をレビューの対象とするものや、環境方針・環境マネジメントシステム等を評価の対象とするものなど多様である。

方法：関連資料の閲覧、現場訪問、環境報告書作成担当者への質問、経営層へのインタビュー等が実施されている。

実施者：情報の正確性を保証する場合には、監査法人やその系列会社が主であり、環境への取組の適切性を評価する場合には、学識経験者や環境問題専門家、NGO、NPO 職員等が主である。

環境報告書の第三者レビューの課題

第三者レビューは、どのようなことについて、どの程度信頼性が確保されているのか曖昧なままに実務が先行しており、一般に社会が期待している水準とは乖離がある。このため、レビューの手続き・基準を明確化し、同時にレビュー実施者の資格要件や責任範囲についても社会的な合意を図っていく必要がある。

7 . 今後の環境報告の普及に向けての方策

環境報告の普及に向けての課題を整理し、今後、考えられ得る施策を、検討事項と合わせて整理した。

環境報告書の普及に向けての課題

課題 1：事業者における環境報告書への取組の容易性を高めること

ガイドライン等の改訂、シンポジウム・セミナー等の開催など、必要な基盤整備を拡充強化することが必要。

課題 2：事業者の環境報告書作成に当たりインセンティブを確保すること

環境報告書の公表事業者に対してインセンティブを付与する、または公表しない事業者にディスインセンティブが働くよう工夫することが必要。

課題 3：環境報告書作成に当たり社会からの適正な評価を確保すること

環境報告書を公表する事業者が適正に評価されるような枠組みの構築、記載内容の比較可能性の向上を図ることが必要。

課題 4：環境報告書の信頼性を確保すること

記載内容の正確性、第三者レビューの信頼性の向上のための必要な枠組みを構築することが必要。

課題 5：大手事業者だけでなく、中小事業者における普及促進を図ること

中小事業者が積極的に取り組める枠組みの整備、インセンティブの付与、地方公共団体の認定制度等との整合性を図ることが必要。

今後検討すべき施策の方向性

1) 現状強化型施策

環境報告書は事業者の任意作成とし、現状の施策を拡張する中でできうる限りの普及促進を図る施策であり、政府等のグリーン購入に際して環境報告書作成事業者を優先配慮したり、エコマーク認定における条件化、データベースの活用等の施策が考えられる。

この施策に必要な検討事項

条件設定、対象事業者、環境報告書の要件、信頼性の確保手法の検討が必要。

2) 制度化型施策

環境報告書の作成そのものを何らかの形で義務化する施策であり、一定の要件を満たす報告書の公表制度創設が施策として考えられる。

この施策に必要な検討事項

制度化する環境報告書の適正水準の設定、公的機関への提出の必要性、報告書の信頼性の確保、既存の環境関連の届出・報告制度との整合の検討が必要。

3) 認定型施策

任意作成による環境報告書のうち、一定の要件を満たしたものを認定する施策であり、環境報告書のみを認定するか、または事業者の取組をも含めて認定し、ロゴマークの付与等を行う施策が考えられる。

この施策に必要な検討事項

適正な認定水準、運営管理組織など認定制度のあり方、虚偽記載等への対応、ロゴマークの使用条件等の検討が必要。

4) 中小事業者向け施策

環境活動評価プログラム等を活用する施策であり、一定の要件を満たす環境行動計画の認証・ロゴマークの付与等の施策が考えられる。

この施策に必要な検討事項

適正な認証水準、認証基準の設定、地方公共団体との連携等の検討が必要。

5) 信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備する施策

認定型施策に関連して信頼性確保に着目した施策であり、第三者レビューに関するガイドライン作成、環境検証士制度（仮称）の創設等の施策が考えられる。

この施策に必要な検討事項

環境報告書の作成基準・認定基準の設定、認定実施者の資格要件等について検討が必要。

以上